

共催・協賛・後援等規定

(趣旨)

第1条 この基準は、各種団体等が行う行事等について一般社団法人富山県作業療法士会（以下「当会」という。）が行う後援、共催、協賛（以下「後援等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 用語の定義は、以下に定めるところによる。

(1) 共催

当該事業の企画又は運営に参画し、共同主催者となることをいう。複数の団体で構成され、いずれも対等な立場に立ち、企画、会計、広報等すべての事項について、他の団体との合意に基づき事業を実施する。

(2) 協賛

当該事業には参画しないが、趣旨に賛同し援助、協力することをいう。後援と同義語であるが、人員、物品、協賛金等の費用負担を伴う場合を有する。

(3) 後援

他団体で構成された事業等の趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。協賛と同義語であるが、原則として名義使用および広報等の協力とする。

(承認)

承認は、第3条「承認の基準」に基づき、理事会にて承認を図る。理事会の招集が難しい場合は、県士会長にて承認を図る。

事務局にて申請受理後、直近の理事会にて承認を得、速やかに事務局を通じて、申請者に通知を行う。

(承認基準)

第3条 次のいずれかに該当する場合、承認基準を満たすとする

(1) 団体等について

団体は、官公庁および公益事業・学術事業を目的とした法人またはそれらに準ずるものとし、次のいずれかに該当するものとする

ア. 国、及び地方公共団体 等

イ. 公益法人：公益社団法人、公益財団法人、特殊法人等

ウ. 公益事業および公益性の高い学術活動を目的とした法人：非営利法人、学校法人 等

エ. その他、理事会にて認めた団体

(2) 当会の運営上有益であると認められるもの

(3) 作業療法の推進・発展の観点から、その趣旨に賛同できるもの

(4)その他、当会が特に必要と認める事業等については承認を得ることができる。また、主催者が参加者等から、参加費等を徴収する場合は、公益性を踏まえた額である場合、承認を得ることができる。

(不承認)

第4条 当会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業等については、承認しないものとする。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治的目的を有するもの
- (3) 宗教的目的を有するもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) その他、理事会にて不相当であると認めた場合

(申請の手続き等)

第5条 承認しようとする者(以下「申請者」という。)は、後援・共催・協賛承認申請書(様式任意)に関係書類を提出しなければならない。また、理事会において、その他必要とされる書類等について、申請を求めることができる。

当会は、申請書の提出があった場合、速やかに承認又は不承認について審査し、申請者に通知するものとする。

(申請の変更)

第6条 申請者は、申請事項に変更が生じたときは、速やかに変更の内容及び理由を届け出なければならない。

(承認の取消)

第7条 次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条に違反したとき。
- (2) 第4条に該当することが明らかになったとき。
- (3) 第6条の届け出内容が、第1号又は前号に該当することが明らかになったとき。
- (4) その他行事等の運営が不相当であると認めたとき。

(規定の改廃)

第8条 この規定を改正し、又は廃止しようとするときは、理事会で決定するものとする

附則 この規定は平成30年8月21日から施行する